

広島県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和二年四月九日までの間、縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下石八重線	山県郡北広島町有間字甲掛五四二番一地从先から 山県郡北広島町有間字岡崎九二二番一地从先まで	令和二年三月二十六日